

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要項は、東京学芸大学学生支援センター規程（平成 26 年規程第 4 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、東京学芸大学学生キャリア支援室（以下「室」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 室は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における学生のキャリア形成及び就職活動を支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア形成に向けた能力及び態度の発達の支援に関すること。
- (2) 学生の進路相談に関すること。
- (3) 学生の教員就職支援に関すること。
- (4) 学生の一般就職支援に関すること。
- (5) 学生のインターンシップ及びボランティアに関すること。
- (6) 東京教師養成塾、公立学校教員採用候補者の大学推薦等に関すること。
- (7) その他学生のキャリア支援に関すること。

(職員)

第 4 条 室に、室長、専任教員及び兼任教員のほか、必要な職員を置く。

2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学系の教授会構成員のうちから選出された者 各 4 名
- (2) その他必要に応じて学生支援センター長が委嘱する者 若干名

3 兼任教員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 第 1 項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成 16 年規程第 48 号）第 2 条に定める特命教授等を置くことができる。

(室長)

第 5 条 室長は、理事又は教員から学生支援センター長が指名する。

2 室長は、室の業務を総括する。

第 2 章 学生キャリア支援室会議

(学生キャリア支援室会議)

第 6 条 室に、第 3 条に掲げる事項及び室の管理運営に関する事項を協議するため、第 4 条に掲げる所属職員及び学生課長をもって組織する学生キャリア支援室会議

(以下「室会議」という。)を置く。

- 2 学生支援センター長及び第4条第4項の特命教授等は、必要に応じて室会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3 室会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 室会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。

第3章 雑則

(事務)

第7条 室に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生課キャリア支援室が処理する。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て学生支援センター長が定める。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、室会議が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現に東京学芸大学学生キャリア支援センターの職員であった者は、引き続き、室の室員とする。
- 3 この要項施行後、兼任教員となった者（前項の兼任教員を含む。）のうちから、学長が指名する半数の者の任期については、第4条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。